

消費生活緊急情報

第80号

令和3年11月17日

物干し竿の移動販売トラブルにご注意！！

【相談概要】

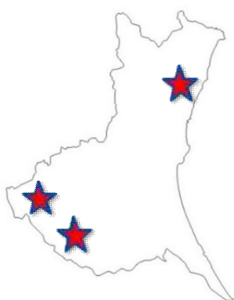
物干し竿が古くなったので近所をまわっていた物干し竿の移動販売車を呼び止めた。業者から「ステンレス製の物干し竿をこの場でカット加工する。代金は1本19,800円。」と言われ、高いと思ったが購入することにした。業者から「作業が終わった」と声をかけられ屋外にでると、頼んでいない屋外設置の物干し台が修理されており、修理代を含め15万円を請求された。修理代金の支払いを拒否したが「古くて修理が必要だった。資材を加工して修理したので解約できない。」と強い口調で言われ、怖くなって現金で支払った。業者の領収書に書かれていた住所、電話番号をネットなどで確認すると架空のものだった。お金を返して欲しい。

【アドバイス】

注文していない修理代金などの請求を受けた場合は、その場で払わないことが大切です。無理やり支払いを求められ、断ることが難しい場合は、周囲の人や警察に電話して助けを求めて下さい。

業者の住所や電話番号が架空のケースもあるため、車のナンバーを記録しておくのもよいでしょう。

消費トラブルでお困りの際は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

つくばみらい市消費生活センター

平日 9時から12時、13時から16時30分まで

電話番号 0297-25-3288